

令和6年 第2回 福岡市東区選挙管理委員会

2月20日(火)

【 議 題 】

- 1 議案第3号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第4号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和6年3月1日(金) 午前10時00分～

## 議案第3号

### 選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 937人      |
|   | 内訳 死亡者    | 278人      |
|   | 市外転出者     | 659人      |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和6年2月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

#### 第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

#### ※前条第一項の規定

#### 第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

## 令和6年2月20日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2	4	6	14	12	26	16	16	32
2馬出第二	1	2	3	5	3	8	6	5	11
3箱崎第一	5	1	6	11	17	28	16	18	34
4箱崎第二	5	2	7	12	6	18	17	8	25
5箱崎第三	4	2	6	12	10	22	16	12	28
6管松第一	2	2	4	17	14	31	19	16	35
7管松第二	4	3	7	17	11	28	21	14	35
8管松第三	6	4	10	15	6	21	21	10	31
9松島第一	3	1	4	12	3	15	15	4	19
10松島第二	1	2	3	12	5	17	13	7	20
11名島第一	5	9	14	17	14	31	22	23	45
12名島第二	5	2	7	6	5	11	11	7	18
13千早	5	5	10	10	14	24	15	19	34
14千早西	2	6	8	5	2	7	7	8	15
15香陵	3	2	5	1	6	7	4	8	12
16香椎浜	5	1	6	0	3	3	5	4	9
17城浜	3	3	6	0	1	1	3	4	7
18舞松原第一	4	3	7	3	2	5	7	5	12
19舞松原第二	2	3	5	6	10	16	8	13	21
20若宮第一	4	1	5	5	5	10	9	6	15
21若宮第二	1	0	1	3	7	10	4	7	11
22香椎第一	1	2	3	5	2	7	6	4	10
23香椎第二	1	0	1	10	12	22	11	12	23
24香椎下原第一	2	2	4	4	3	7	6	5	11
25香椎下原第二	1	3	4	19	9	28	20	12	32
26香椎東第一	3	7	10	9	5	14	12	12	24
27香椎東第二	4	2	6	7	5	12	11	7	18
28香住ヶ丘第一	8	1	9	20	9	29	28	10	38
29香住ヶ丘第二	4	5	9	6	3	9	10	8	18
30和白第一	3	4	7	11	10	21	14	14	28
31和白第二	3	2	5	9	4	13	12	6	18
32三苦	2	5	7	4	5	9	6	10	16
33奈多第一	3	5	8	2	2	4	5	7	12
34奈多第二	0	1	1	2	1	3	2	2	4
35美和台第一	4	2	6	1	2	3	5	4	9
36美和台第二	3	3	6	10	5	15	13	8	21
37和白東第一	4	6	10	2	4	6	6	10	16
38和白東第二	2	4	6	4	8	12	6	12	18
39西戸崎第一	5	4	9	2	2	4	7	6	13
40西戸崎第二	0	2	2	0	0	0	0	2	2
41志賀第一	0	1	1	0	1	1	0	2	2
42志賀第二	1	0	1	0	0	0	1	0	1
43志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
44照葉第一	1	0	1	4	3	7	5	3	8
45照葉第二	3	0	3	14	7	21	17	7	24
46多々良第一	3	4	7	16	17	33	19	21	40
47多々良第二	2	1	3	1	1	2	3	2	5
48八田	4	3	7	12	13	25	16	16	32
49青葉第一	3	4	7	6	1	7	9	5	14
50青葉第二	4	0	4	3	3	6	7	3	10
合計	146	132	278	366	293	659	512	425	937

## 選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和6年1月19日現在登録者数			令和6年2月20日現在消抹者数			令和6年2月20日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,710	3,072	5,782	16	16	32	2,694	3,056	5,750
2馬出第二	2,180	2,312	4,492	6	5	11	2,174	2,307	4,481
3箱崎第一	2,674	3,067	5,741	16	18	34	2,658	3,049	5,707
4箱崎第二	3,077	3,037	6,114	17	8	25	3,060	3,029	6,089
5箱崎第三	2,815	3,269	6,084	16	12	28	2,799	3,257	6,056
6菅松第一	3,070	2,774	5,844	19	16	35	3,051	2,758	5,809
7菅松第二	3,768	3,828	7,596	21	14	35	3,747	3,814	7,561
8菅松第三	3,152	2,841	5,993	21	10	31	3,131	2,831	5,962
9松島第一	2,975	2,504	5,479	15	4	19	2,960	2,500	5,460
10松島第二	3,228	3,263	6,491	13	7	20	3,215	3,256	6,471
11名島第一	4,549	4,969	9,518	22	23	45	4,527	4,946	9,473
12名島第二	1,895	2,092	3,987	11	7	18	1,884	2,085	3,969
13千早	4,603	5,974	10,577	15	19	34	4,588	5,955	10,543
14千早西	2,445	2,889	5,334	7	8	15	2,438	2,881	5,319
15香陵	2,225	2,700	4,925	4	8	12	2,221	2,692	4,913
16香椎浜	2,655	3,513	6,168	5	4	9	2,650	3,509	6,159
17城浜	1,035	1,500	2,535	3	4	7	1,032	1,496	2,528
18舞松原第一	1,764	2,024	3,788	7	5	12	1,757	2,019	3,776
19舞松原第二	2,145	2,575	4,720	8	13	21	2,137	2,562	4,699
20若宮第一	2,424	2,670	5,094	9	6	15	2,415	2,664	5,079
21若宮第二	1,430	1,496	2,926	4	7	11	1,426	1,489	2,915
22香椎第一	2,825	3,104	5,929	6	4	10	2,819	3,100	5,919
23香椎第二	2,325	2,671	4,996	11	12	23	2,314	2,659	4,973
24香椎下原第一	1,596	1,626	3,222	6	5	11	1,590	1,621	3,211
25香椎下原第二	4,582	4,171	8,753	20	12	32	4,562	4,159	8,721
26香椎東第一	2,958	3,196	6,154	12	12	24	2,946	3,184	6,130
27香椎東第二	2,452	2,732	5,184	11	7	18	2,441	2,725	5,166
28香住ヶ丘第一	4,578	4,421	8,999	28	10	38	4,550	4,411	8,961
29香住ヶ丘第二	2,394	2,762	5,156	10	8	18	2,384	2,754	5,138
30和白第一	2,381	2,558	4,939	14	14	28	2,367	2,544	4,911
31和白第二	2,771	3,124	5,895	12	6	18	2,759	3,118	5,877
32三苫	3,543	3,825	7,368	6	10	16	3,537	3,815	7,352
33奈多第一	2,346	2,701	5,047	5	7	12	2,341	2,694	5,035
34奈多第二	1,138	1,372	2,510	2	2	4	1,136	1,370	2,506
35美和台第一	2,918	3,342	6,260	5	4	9	2,913	3,338	6,251
36美和台第二	3,099	3,630	6,729	13	8	21	3,086	3,622	6,708
37和白東第一	2,606	2,826	5,432	6	10	16	2,600	2,816	5,416
38和白東第二	2,378	2,621	4,999	6	12	18	2,372	2,609	4,981
39西戸崎第一	1,803	2,044	3,847	7	6	13	1,796	2,038	3,834
40西戸崎第二	592	654	1,246	0	2	2	592	652	1,244
41志賀第一	419	484	903	0	2	2	419	482	901
42志賀第二	73	99	172	1	0	1	72	99	171
43志賀第三	105	113	218	0	1	1	105	112	217
44照葉第一	1,308	1,396	2,704	5	3	8	1,303	1,393	2,696
45照葉第二	3,423	3,805	7,228	17	7	24	3,406	3,798	7,204
46多々良第一	4,877	4,351	9,228	19	21	40	4,858	4,330	9,188
47多々良第二	1,023	1,171	2,194	3	2	5	1,020	1,169	2,189
48八田	2,488	3,130	5,618	16	16	32	2,472	3,114	5,586
49青葉第一	2,499	2,936	5,435	9	5	14	2,490	2,931	5,421
50青葉第二	1,978	2,193	4,171	7	3	10	1,971	2,190	4,161
合計	124,297	135,427	259,724	512	425	937	123,785	135,002	258,787

## 議案第4号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 抹消する者の数 2人  
内訳 死亡した者 1人  
住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和6年2月20日

※参考：在外選挙人登録数（東区）		
男	39人	女 92人
計	131人	
（R6.2.20 委員会終了後）		

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。